



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1383	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	1
1384	令和2年度紀乃国之塔の修繕業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(福祉保健総務課).....	2
1385	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定	(薬務課).....	3
1386	県有財産(土地)の売払いに係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(農林水産総務課).....	6
1387	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	7
1388	保安林の指定の解除	( " ).....	8
1389	保安林の指定の解除及び保安林の指定	( " ).....	8
1390	保安林予定森林	( " ).....	8
1391	道路の区域変更	(道路保全課).....	9
1392	道路の供用開始	( " ).....	9
1393	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課).....	9
1394	"	( " ).....	14

## 告 示

### 和歌山県告示第1383号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、令和2年11月30日まで縦覧に供する。

令和2年11月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 申請年月日

令和2年10月28日

#### 2 名称

NPO法人はぐくみ

#### 3 代表者の氏名

木野亜由美

#### 4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市東高松三丁目7番5号

#### 5 定款に記載された目的

この法人は、児童および学生に対して、学生服を安価で提供する制服リユース活動、子どもの安心・安全の確保、生活環境の保全活動を通じ、子どもの健全育成、高齢者の雇用促進、多世代交流に寄与することを目的とする。

## 和歌山県告示第1384号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、令和2年度紀乃国之塔の修繕業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和2年11月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

## (1) 業務の名称

令和2年度紀乃国之塔の修繕業務

## (2) 契約期間

契約締結日から令和3年3月31日（水）まで

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間に、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

## (1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。

以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

## (2) 入札公告の日から過去5年間に於いて、この入札に係る業務と同種同等規模の契約を締結し、かつ、これを誠実に履行した実績（民間企業等の実績を含む。）がある者であること。

## (3) 都道府県税に未納がない者であること。

## 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

## (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 使用印鑑届

カ 法人にあつては、提出日において、発行後3か月を経過していない登記事項証明書

キ 個人にあつては、提出日において、発行後3か月を経過していない住民票

ク 提出日において、発行後3か月を経過していない印鑑証明書

ケ 次に掲げる税金に未納がないことを確認できる納税証明書で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 県内に本店、支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）全税目

(ウ) 県内に事業所を有しない者にあつては、主たる事業所の所在地の都道府県が課する税（延滞金等を含む。）全税目

コ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

サ 誓約書

シ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ス 2の(2)に掲げる業務の履行実績を証明する書類の写し

## (2) 資格審査申請時点で、既に要綱に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交

付されている者にあつては、当該通知書の写しを提供することにより、(1)のイからコまでに掲げる申請書類に代えることができる。

- (3) (1)のアからオまで、サ及びシに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和2年11月10日（火）から同月24日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和2年11月13日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に和歌山県福祉保健部福祉保健政策局福祉保健総務課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所  
令和2年11月10日（火）から同月18日（水）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。
- 5 資格審査申請書類の配布の場所  
和歌山県福祉保健部福祉保健政策局福祉保健総務課  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県庁北別館1階  
郵便番号 640-8585  
電話番号 073-441-2485  
ファクシミリ番号 073-425-6560
- 6 資格審査申請書類に使用する言語  
資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。
- 7 資格審査の結果の通知  
資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書により令和2年11月19日（木）までに通知する。
- 8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、一般競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して4日（県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に限る。）以内に書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、(2)の書面の提出を受けた日の翌日から起算して5日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

#### 和歌山県告示第1385号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第11条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

令和2年11月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 知事監視製品

- (1) 次の写真を付して、「秋のsecret（内緒）リキッド」の名称で販売される製品であつて、その内容物が液体のもの。
- (2) 次の写真に示すとおり、「鬼舐め」と表示のある製品であつて、その内容物が液体のもの。
- (3) 次の写真を付して、「BOLT」の名称で販売される製品であつて、その内容物が液体のもの。
- (4) 次の写真に示すとおり、「スーパー肉便器」と表示のある製品であつて、その内容物が液体のもの。

- (5) 次の写真に示すとおり、「BRAZIL」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (6) 次の写真を付して、「CANDY (キャンディー)」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (7) 次の写真に示すとおり、「GOLDEN」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (8) 次の写真を付して、「NEON (ネオン)」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (9) 次の写真を付して、「INDESENT」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (10) 次の写真を付して、「Maximum Gay Liquid (マキシマム ゲイ リキッド)」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (11) 次の写真に示すとおり、「オス潮吹き」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (12) 次の写真に示すとおり、「タチ狂」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (13) 次の写真に示すとおり、「Hammer Sex」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (14) 次の写真に示すとおり、「Butterfly Ecstasy」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (15) 次の写真に示すとおり、「前立腺MAX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (16) 次の写真に示すとおり、「淫乱ケツマンコ2」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (17) 次の写真に示すとおり、「昇天」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (18) 次の写真に示すとおり、「Lesbian DEVIL KISS」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (19) 次の写真に示すとおり、「5-MeO-DMT\_DsKxy」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (20) 次の写真に示すとおり、「拘束ギメ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (21) 次の写真に示すとおり、「Nonstop Wave」と表示のある製品であって、その内容物が固形状のもの。
- (22) 次の写真に示すとおり、「DROP OFF PINK GRADE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (23) 次の写真に示すとおり、「KAMUI」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (24) 次の写真に示すとおり、「Bump Dash」と表示のある製品であって、その内容物が固体のもの。
- (25) 次の写真に示すとおり、「DIADORA」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (26) 次の写真に示すとおり、「BLACK TWIST X cution」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (27) 次の写真を付して、「OVER RUN CUSTOM」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (28) 次の写真に示すとおり、「HYPER FLYING NIGHT」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (29) 次の写真に示すとおり、「Brain Dope」と表示のある製品であって、その内容物が固形状のもの。
- (30) 次の写真に示すとおり、「magical trigger」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (31) 次の写真に示すとおり、「Pussy Punisher」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (32) 次の写真に示すとおり、「HOT Breez」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (33) 次の写真に示すとおり、「se mouiller」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (34) 次の写真を付して、「MODE CHAOS」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (35) 次の写真に示すとおり、「nymphomaniac」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。

- (36) 次の写真に示すとおり、「ULTIMATE NEO SEXIM」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (37) 次の写真に示すとおり、「THE HAZARD」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (38) 次の写真を付して、「激凄」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (39) 次の写真に示すとおり、「Scream」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (40) 次の写真を付して、「SOUTHERN CROSS」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (41) 次の写真に示すとおり、「VIBRATION」と表示のある製品であって、その内容物が固体のもの。
- (42) 次の写真を付して、「mantos come on」の名称で販売される製品であって、その内容物が固形状のもの。
- (43) 次の写真を付して、「MIRAGE」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (44) 次の写真に示すとおり、「SUPER STRONG」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (45) 次の写真を付して、「HYBRID g」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (46) 次の写真に示すとおり、「HOT SHOT」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (47) 次の写真に示すとおり、「HYPER DIVE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (48) 次の写真を付して、「Strawberry heart（愛し合う鼓動）」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (49) 次の写真に示すとおり、「DOIT RE:」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (50) 次の写真に示すとおり、「KING FANG」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (51) 次の写真に示すとおり、「FEELING Boost Label」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (52) 次の写真に示すとおり、「HYPNOTIC BLUE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (53) 次の写真を付して、「SUPRA type X」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (54) 次の写真に示すとおり、「Adrena Crysta」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (55) 次の写真を付して、「RAW SHOCK」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (56) 次の写真に示すとおり、「BENZO FURY」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (57) 次の写真に示すとおり、「K-MIND」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (58) 次の写真に示すとおり、「NEO CRISTALIUS EFFECT」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (59) 次の写真に示すとおり、「NEO CRISTALIUS FINE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (60) 次の写真を付して、「CHARGE チャージ」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (61) 次の写真に示すとおり、「GREEN GENIE」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (62) 次の写真に示すとおり、「PINK PANTHERS EFFECT」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (63) 次の写真に示すとおり、「PINK PANTHERS FINE」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (64) 次の写真に示すとおり、「狂アナルフィスト」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (65) 次の写真を付して、「crazy night 2009」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (66) 次の写真に示すとおり、「SWEET SIXTEEN」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。

(67) 次の写真を付して、「5MEO-DMT (WAKE-UP)」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。

(68) 次の写真に示すとおり、「狂ギメ」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。

(69) 次の写真に示すとおり、「Enigmania」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。

(70) 次の写真に示すとおり、「PASSIOMO AGEHA」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。

(71) 次の写真に示すとおり、「Fairy Spark」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。

(72) 次の写真に示すとおり、「BAT sexy in night」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。

(73) 次の写真を付して、「SEXIST HARD PUNCHER」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。

(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことが標ぼうされ、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるため

## 3 施行期日

令和2年11月10日

## 和歌山県告示第1386号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、県有財産（土地）の売払いに係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和2年11月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 一般競争入札により売り払う物件

物件名称及び所在	地番等	地目等	地積 (㎡)	予定価格 (円)	入札保証金 (円)
和歌山県農業試験場水田 紀の川市桃山町調月字西美濃嶋	1237番	田	993	546,000	入札価格の5%以上

備考 予定価格とは、あらかじめ和歌山県が定めた最低売払価格をいう。

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、令和2年11月10日（火）現在において、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者及び経営に実質的に関与していない者であること。
- (4) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。
- (5) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の許可の要件を満たす者に相当する者として和歌山県が認める者であること（同項各号のいずれかに該当する場合を除く。）又は同項各号のいずれかに該当する者であること。

## 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
- ア 一般競争入札参加資格審査申請書
  - イ 個人にあつては住民票、法人にあつては登記事項証明書（いずれも提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
  - ウ 法人にあつては役員等一覧（役員及び総株主の議決権の100分の5以上を有し、又は出資総額の100分の5以上を出資している者のそれぞれの氏名、生年月日及び住所を記載したものをいう。）
  - エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
  - オ 使用印鑑届
  - カ 誓約書
  - キ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
  - ク 2（5）に掲げる要件を満たすことを証する書類（農地法第3条第1項各号のいずれかに該当する場合にあつては、その旨を証明する書類、それ以外の場合にあつては市町村農業委員会が発行した耕作証明書（1の物件を取得したことにより耕作の事業に供すべき農地の面積の合計が5,000㎡以上となるものに限る。））その他和歌山県が必要と認める書類
- (2) (1) のア、オ、カ及びキに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、これらの用紙は令和2年11月10日（火）から同月20日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時45分までの間、5に掲げる場所で配布する。
- (3) (1) に掲げる申請書類について質問がある場合は、令和2年11月10日（火）から同月17日（火）までの午前9時から午後5時45分までの間に和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課（以下「農林水産総務課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所
- 3の（1）に掲げる申請書類は、令和2年11月10日（火）から同月20日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時45分までの間に、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。
- 5 資格審査申請書類の配布の場所等
- 農林水産総務課  
和歌山市小松原通一丁目1番地和歌山県庁東別館3階  
電話番号 073-441-2863  
ファクシミリ番号 073-433-3024  
農林水産総務課ホームページ (<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070100/index.html>)
- 6 資格審査の結果通知
- 資格審査の結果は、郵便により令和2年11月27日（金）までに通知する。
- 7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、農林水産総務課に対してその理由について、説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は令和2年12月3日（木）午後5時までに書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答については、令和2年12月8日（火）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

**和歌山県告示第1387号**

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年11月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町富田字大高瀬1703の1
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**和歌山県告示第1388号**

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和2年11月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 田辺市中辺路町近露字倉山2698の2
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

**和歌山県告示第1389号**

次のように、1の保安林の指定を解除し、2の森林を保安林に指定したから、森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項及び第26条の2第1項の規定により、告示する。

令和2年11月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 解除保安林

- (1) 解除に係る保安林の所在場所 田辺市中辺路町近露字倉山2698の1
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 解除の理由 指定理由の消滅

2 指定保安林

- (1) 保安林の所在場所 1(1)に同じ。
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (4) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**和歌山県告示第1390号**

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年11月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市上芳養字石神5057の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備



3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

田辺市上芳養字石神5057の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1391号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年11月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 長野上秋津線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市長野字谷尾310番1地先から同市長野字谷尾325番7地先まで	旧	4.00 } 7.60	95.80	
同上	新	7.40 } 13.20	95.80	

和歌山県告示第1392号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年11月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 長野上秋津線

供用開始の区間 田辺市長野字谷尾310番1地先から同市長野字谷尾325番7地先まで

供用開始の期日 令和2年11月10日

和歌山県告示第1393号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年11月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

貴志川右支溪(1-202-1-001)、上谷川(1-202-1-050)、上谷川(1-202-3-013)、上谷川(1-202-3-014)、上谷川(1-202-3-015)、貴志川左支溪(1-202-1-022)、薬師谷川(1-202-1-102)、薬師谷川左支溪(1-202-1-103-1)、薬師谷川左支溪(1-202-1-103-2)、薬師谷川右支溪(1-202-2-066)、薬師谷川左支溪(1-202-2-067)、山田川左支溪(1-202-2-068)、山田川左支溪(1-202-3-028)、山田川(1-202-3-029)、加茂川右支溪(1-301-1-024)、岩屋谷川(1-301-1-025)、中尾谷川(1-301-1-026)、加茂川右支溪(1-301-1-027)、加茂川左支溪(1-301-1-043)、岡川(1-301-1-044)、加茂川左支溪(1-301-2-021)、市坪川(1-301-2-019)、亀の川右支溪(1-202-2-041-1)、亀の川右支溪(1-202-2-041-2)、亀の川右支溪(1-202-3-016)、宮川右支溪(1-301-1-051)、宮川右支溪(1-301-1-052)、宮の前川(1-301-1-053)、貴志川左支溪(1-202-1-024)、野尻川(1-202-1-025)、貴志川左支溪(1-202-2-024)、小原川(1-301-1-057-1)、小原川(1-301-1-057-2)、岩ノ谷川(1-301-1-059)、拝侍川(1-301-1-060)、楠坂谷川(1-301-2-026)、小原川左支溪(1-301-2-027)、大石川・小嶋川(1-301-1-063-2)、小島川左支溪(1-301-3-012)、小島川左支溪(1-301-3-018-1)、小島川左支溪(1-301-3-018-2)、加茂川左支溪(1-301-1-050)、丁川(1-301-2-023-1)、丁川(1-301-2-023-2)、丁川(1-301-2-023-3)、加茂川左支溪(1-301-1-047)、竹田川右支溪(1-301-1-048)、竹田川(1-301-1-049)、山田川左支溪(1-301-2-022)、亀の川右支溪(1-202-1-047-1)、亀の川右支溪(1-202-1-047-2)、上谷川(1-202-1-048)、東上谷川(1-202-1-049)、藤白川(1-202-1-110)、藤白川左支溪(1-202-1-111)、亀の川右支溪(1-202-2-035)、亀の川右支溪(1-202-2-036)、亀の川右支溪(1-202-2-037)、藤白川右支溪(1-202-2-069)、藤白川左支溪(1-202-2-070)、藤白川左支溪(1-202-3-030)、加茂川右支溪(1-301-1-019)、加茂川右支溪(1-301-2-008)、加茂川右支溪(1-301-2-009)、貴志川左支溪(1-202-1-014)、貴志川左支溪(1-202-1-015)、貴志川左支溪(1-202-1-016)、貴志川左支溪(1-202-1-017)、貴志川左支溪(1-202-2-016)、貴志川左支溪(1-202-2-017)、貴志川左支溪(1-202-2-018)、貴志川左支溪(1-202-2-019)、貴志川左支溪(1-202-2-020)、亀の川左支溪(1-202-1-061-2)、亀の川左支溪(1-202-1-062)、亀の川左支溪(1-202-2-055)、亀の川左支溪(1-202-2-056)、亀の川左支溪(1-202-2-057)、亀の川右支溪(1-202-1-030)、亀の川右支溪(1-202-2-029-1)、亀の川右支溪(1-202-2-029-2)、貴志川左支溪(1-202-1-026)、貴志川左支溪(1-202-1-027)、貴志川左支溪(1-202-1-028)、貴志川左支溪(1-202-3-008)、貴志川左支溪(1-202-2-026)、貴志川右支溪(1-202-1-009)、貴志川右支溪(1-202-1-010)、北山川(1-202-1-011)、亀の川右支溪(1-202-1-036)、亀の川右支溪(1-202-1-037)、亀の川右支溪(1-202-1-038)、亀の川右支溪(1-202-1-039)、亀の川右支溪(1-202-1-040)、亀の川右支溪(1-202-1-042)、亀の川左支溪(1-202-1-054)、亀の川左支溪(1-202-1-055)、亀の川左支溪(1-202-1-056)、下河原川(1-202-2-030)、亀の川右支溪(1-202-2-031)、亀の川左支溪(1-202-2-048)、日方川右支溪(1-202-2-059)、亀の川左支溪(1-202-3-019)、貴志川右支溪(1-202-1-002)、貴志川右支溪(1-202-1-003)、貴志川右支溪(1-202-1-004)、貴志川右支溪(1-202-1-005)、貴志川右支溪(1-202-1-006)、貴志川右支溪(1-202-2-001)、貴志川右支溪(1-202-2-003)、貴志川右支溪(1-202-2-004)、貴志川右支溪(1-202-1-007-2)、貴志川右支溪(1-202-1-008)、貴志川右支

溪(1-202-2-006)、田和原川・北山川(1-202-1-019)、貴志川左支溪(1-202-1-020)、亀の川右支溪(1-202-2-032)、貴志川左支溪(1-202-1-012)、貴志川左支溪(1-202-2-008)、貴志川左支溪(1-202-2-011)、貴志川左支溪(1-202-2-012)、貴志川左支溪(1-202-2-015-1)、貴志川左支溪(1-202-2-015-2)、貴志川左支溪(1-202-3-001)、貴志川左支溪(1-202-3-003-1)、貴志川左支溪(1-202-3-003-2)、貴志川左支溪(1-202-3-003-3)、山田川(1-202-1-105)、山田川左支溪(1-202-1-106)、山田川左支溪(1-202-1-108)、西山田川(1-202-1-109)、加茂川左支溪(1-301-1-045)、加茂川左支溪(1-301-1-046)、日方川右支溪(1-202-2-058)、日方川右支溪(1-202-3-021)、亀の川右支溪(1-202-1-031)、亀の川右支溪(1-202-1-032)、青井谷川右支溪(1-202-1-034)、丸山川(1-202-1-058)、亀の川左支溪(1-202-1-059)、亀の川右支溪(1-202-2-028)、日方川左支溪(1-202-2-052)、亀の川左支溪(1-202-2-054)、中(2)(I-3508)、中(I-656)、中(201)(II-2331)、中(II-2335)、中(203)(II-2336)、中(302)(III-1220)、中(101)(II-90130)、中(102)(II-90131)、中(103)(II-90132)、中(104)(II-90133)、赤沼(201)(II-2264)、赤沼(202)(II-2271)、赤沼(203)(II-2272)、赤沼(204)(II-2273)、赤沼(205)(II-2274)、七山(201)(II-2156)、七山(202)(II-2161)、七山(203)(II-2162)、七山(204)(II-2287)、七山(302)(III-1117)、幡川(1)(I-440)、幡川(2)(I-3472)、幡川(3)(I-3473)、幡川(4)(I-3495)、幡川(5)(I-3496)、赤沼(101)(I-90044)、赤沼(102)(I-90045)、幡川(201)(II-2196)、幡川(202)(II-2197)、幡川(203)(II-2198)、幡川(204)(II-2199)、幡川(205)(II-2200)、幡川(206)(II-2233)、七山(205)(II-90159)、七山(206)(II-90160)、七山(207)(II-90161)、七山(208)(II-90162)、七山(209)(II-90163)、七山(210)(II-90164)、赤沼(206)(II-90167)、赤沼(207)(II-90168)、赤沼(208)(II-90169)、赤沼(209)(II-90170)、赤沼(210)(II-90171)、赤沼(211)(II-90172)、幡川(301)(III-1158)、幡川(302)(III-1159)、幡川(303)(III-1160)、幡川(304)(III-1161)、百垣内(1)(I-672)、百垣内(201)(II-2366)、橋本(1)(I-660)、橋本(2)(I-3510)、橋本(3)(I-3535)、橋本(201)(II-2341)、橋本(202)(II-2343)、橋本(203)(II-90305)、橋本(204)(II-90306)、橋本(205)(II-90307)、橋本(206)(II-90308)、橋本(207)(II-90309)、橋本(208)(II-90310)、橋本(209)(II-90311)、橋本(210)(II-90312)、橋本(308)(III-1231)、沓掛(1)(I-647)、沓掛(201)(II-2360)、沓掛(202)(II-2361)、沓掛(203)(II-2389)、興・下出(I-678)、海老谷(1)(I-3499)、扱沢(1)(I-3500)、上(1)(I-3539)、笠畑(1)(I-3543)、海老谷(102)(I-90058)、扱沢(201)(II-2254)、海老谷(202)(II-2257)、海老谷(203)(II-2258)、海老谷(204)(II-2259)、海老谷(205)(II-2260)、海老谷(206)(II-2261)、海老谷(207)(II-2262)、海老谷(208)(II-2263)、海老谷(209)(II-2270)、引尾(203)(II-2354)、上(202)(II-2358)、笠畑(201)(II-2370)、下津町笠畑(202)(II-90262)、海老谷(210)(II-90264)、海老谷(211)(II-90265)、海老谷(212)(II-90266)、海老谷(213)(II-90267)、海老谷(214)(II-90268)、海老谷(215)(II-90269)、海老谷(216)(II-90270)、海老谷(217)(II-90271)、海老谷(218)(II-90272)、海老谷(302)(III-1190)、海老谷(303)(III-1191)、別院(1)(I-413)、別院(201)(II-2189)、別院(202)(II-2190)、別院(203)(II-2191)、別院(204)(II-90280)、岡田(1)(I-444)、岡田(2)(I-3491)、岡田(3)(I-3662)、岡田(202)(II-2186)、岡田(203)(II-2282)、岡田(204)(II-2283)、岡田(205)(II-2286)、岡田(101)(I-90061)、岡田(206)(II-90276)、岡田(207)(II-90277)、岡田(208)(II-90278)、岡田(209)(II-90279)、野尻(1)(I-409)、野尻(201)(II-2165)、野尻(202)(II-2166)、野尻(301)(III-1121)、藤白(101)(I-90059)、藤白(102)(I-90060)、藤白(202)(II-90273)、藤白(204)(II-90275)、小原(I-645)、奥の畑(I-646)、小原(2)(I-2152)、小原(3)(I-3520)、小原(4)(I-3521)、小原(101)(I-90068)、小原

(102) (Ⅱ-90367)、小原(103) (Ⅱ-90368)、上(102) (Ⅱ-90351)、上(103) (Ⅱ-90352)、上(104) (Ⅱ-90353)、上(105) (Ⅱ-90354)、杳掛(101) (Ⅰ-90067)、杳掛(102) (Ⅱ-90355)、杳掛(104) (Ⅱ-90357)、杳掛(105) (Ⅱ-90358)、杳掛(106) (Ⅱ-90359)、杳掛(107) (Ⅱ-90360)、百垣内(101) (Ⅱ-90361)、百垣内(102) (Ⅱ-90362)、百垣内(103) (Ⅱ-90363)、百垣内(104) (Ⅱ-90364)、百垣内(105) (Ⅱ-90365)、百垣内(106) (Ⅱ-90366)、鯉川(1) (Ⅰ-641)、鯉川(2) (Ⅰ-3519)、鯉川(3) (Ⅰ-3524)、鯉川(202) (Ⅱ-2376)、鯉川(203) (Ⅱ-2377)、鯉川(204) (Ⅱ-2378)、鯉川(101) (Ⅰ-90074)、鯉川(102) (Ⅱ-90402)、鯉川(103) (Ⅱ-90403)、鯉川(104) (Ⅱ-90404)、丁(1) (Ⅰ-648)、丁(2) (Ⅰ-3532)、丁(101) (Ⅱ-90405)、丁(102) (Ⅱ-90406)、丁(103) (Ⅱ-90407)、丁(104) (Ⅱ-90408)、丁(105) (Ⅱ-90409)、黒田(3) (Ⅰ-650)、黒田(201) (Ⅱ-2328)、黒田(202) (Ⅱ-2786)、黒田(101) (Ⅰ-90075)、黒田(102) (Ⅱ-90410)、黒田(103) (Ⅱ-90411)、黒田(104) (Ⅱ-90412)、黒田(105) (Ⅱ-90413)、黒田(106) (Ⅱ-90414)、扱沢(101) (Ⅱ-90348)、扱沢(102) (Ⅱ-90349)、ひや水(2) (Ⅰ-417)、上谷(1) (Ⅰ-420)、藤白(1) (Ⅰ-3470)、梅田(103) (Ⅰ-90047)、藤白(201) (Ⅱ-2230)、上谷(201) (Ⅱ-2248)、ひや水(201) (Ⅱ-2249)、上谷(202) (Ⅱ-2265)、上谷(203) (Ⅱ-2266)、上谷(204) (Ⅱ-2267)、上谷(205) (Ⅱ-2268)、上谷(206) (Ⅱ-2269)、上谷(207) (Ⅱ-2275)、上谷(208) (Ⅱ-2276)、梅田(201) (Ⅱ-2327)、梅田(202) (Ⅱ-2330)、梅田(203) (Ⅱ-2333)、梅田(204) (Ⅱ-2334)、梅田(101) (Ⅱ-90184)、梅田(102) (Ⅱ-90185)、ひや水(101) (Ⅱ-90186)、ひや水(102) (Ⅱ-90187)、ひや水(103) (Ⅱ-90188)、上谷(101) (Ⅱ-90189)、上谷(102) (Ⅱ-90190)、上谷(103) (Ⅱ-90191)、上谷(104) (Ⅱ-90192)、上谷(105) (Ⅱ-90193)、上谷(106) (Ⅱ-90194)、上谷(107) (Ⅱ-90195)、上谷(108) (Ⅱ-90196)、上谷(109) (Ⅱ-90197)、藤白(305) (Ⅲ-1151)、上谷(302) (Ⅲ-1193)、上谷(303) (Ⅲ-1194)、梅田(304) (Ⅲ-1219)、小南(1) (Ⅰ-3638)、小南(302) (Ⅲ-1222)、小南(101) (Ⅰ-90089)、小南(102) (Ⅰ-90090)、下(1) (Ⅰ-651)、下(201) (Ⅱ-2324)、下(101) (Ⅱ-90465)、九品寺(101) (Ⅰ-90076)、九品寺(201) (Ⅱ-2216)、九品寺(202) (Ⅱ-2289)、九品寺(205) (Ⅱ-2293)、九品寺(206) (Ⅱ-2294)、九品寺(207) (Ⅱ-2295)、九品寺(102) (Ⅱ-90446)、九品寺(103) (Ⅱ-90447)、九品寺(104) (Ⅱ-90448)、九品寺(105) (Ⅱ-90449)、九品寺(106) (Ⅱ-90450)、九品寺(107) (Ⅱ-90451)、九品寺(108) (Ⅱ-90452)、九品寺(109) (Ⅱ-90453)、九品寺(110) (Ⅱ-90454)、且来(1) (Ⅰ-436)、且来(2) (Ⅰ-437)、且来(3) (Ⅰ-443)、且来(4) (Ⅰ-3492)、且来(201) (Ⅱ-2152)、且来(202) (Ⅱ-2223)、且来(203) (Ⅱ-2224)、且来(302) (Ⅲ-1128)、多田(201) (Ⅱ-2195)、北赤坂(102) (Ⅱ-90466)、北赤坂(103) (Ⅱ-90467)、北赤坂(101) (Ⅰ-90091)、北赤坂(104) (Ⅱ-90468)、北赤坂(105) (Ⅱ-90469)、且来(101) (Ⅰ-90093)、且来(102) (Ⅱ-90484)、且来(103) (Ⅱ-90485)、且来(104) (Ⅱ-90486)、且来(105) (Ⅱ-90487)、多田(101) (Ⅱ-90488)、孟子(Ⅰ-405)、孟子(201) (Ⅱ-2160)、孟子(202) (Ⅱ-2167)、孟子(203) (Ⅱ-2168)、孟子(204) (Ⅱ-2169)、孟子(205) (Ⅱ-2170)、孟子(206) (Ⅱ-2171)、高津(1) (Ⅰ-3487)、高津(203) (Ⅱ-2159)、北山・北山2(Ⅰ-411)、野上中(1) (Ⅰ-3485)、孟子(101) (Ⅱ-90471)、孟子(102) (Ⅱ-90472)、高津(101) (Ⅱ-90474)、孟子(103) (Ⅱ-90476)、高津(103) (Ⅱ-90477)、阪井(1) (Ⅰ-424)、阪井(2) (Ⅰ-425)、阪井(4) (Ⅰ-427)、阪井(5) (Ⅰ-428)、阪井(6) (Ⅰ-2254)、阪井(7) (Ⅰ-3467)、阪井(8) (Ⅰ-3482)、阪井(9) (Ⅰ-3486)、阪井(201) (Ⅱ-2181)、阪井(202) (Ⅱ-2182)、阪井(203) (Ⅱ-2183)、阪井(204) (Ⅱ-2184)、阪井(205) (Ⅱ-2185)、阪井(206) (Ⅱ-2210)、阪井(207) (Ⅱ-2211)、阪井(208) (Ⅱ-2212)、阪井(209) (Ⅱ-2213)、阪井(210) (Ⅱ-2215)、阪井(101) (Ⅱ-90478)、阪井(102) (Ⅱ-90479)、阪井(103) (Ⅱ-90480)、阪井(105) (Ⅱ-90482)、阪井(106) (Ⅱ-90483)、阪井(301) (Ⅲ-116

8)、原野(1)(I-2252)、大窪(2)(II-2155)、原野(202)(II-2173)、原野(203)(II-2174)、下津野(I-408)、下津野(2)(I-410)、下津野(3)(I-3660)、下津野(201)(II-2288)、沖野々(1)(I-3493)、沖野々(201)(II-2214)、原野(102)(II-90497)、原野(108)(II-90498)、原野(109)(II-90499)、沖野々(111)(II-90500)、沖野々(112)(II-90501)、野上新(1)(I-3483)、野上新(2)(I-3484)、野上新(201)(II-2217)、野上新(202)(II-2218)、野上新(203)(II-2219)、野上新(204)(II-2220)、野上新(206)(II-2222)、野上新(101)(II-90493)、野上新(102)(II-90494)、野上新(103)(II-90495)、野上新(104)(II-90496)、大野中(1)(I-442)、日限山(I-475)、鳥居(1)(I-476)、大野中(2)(I-3463)、大野中(3)(I-3464)、大野中(4)(I-3471)、大野中(5)(I-3494)、井田(1)(I-3497)、大野中(202)(II-2180)、井田(201)(II-2187)、井田(203)(II-2194)、鳥居(201)(II-2231)、大野中(201)(II-2794)、井田(301)(III-1126)、井田(302)(III-1127)、井田(101)(I-90077)、山田(101)(I-90078)、大野中(101)(I-90079)、大野中(102)(I-90080)、大野中(107)(I-90092)、鳥居(101)(II-90455)、大野中(103)(II-90456)、大野中(104)(II-90457)、大野中(105)(II-90458)、大野中(108)(II-90470)、南赤坂(101)(II-90473)、小野田(1)(I-429)、小野田(2)(I-432)、小野田(3)(I-434)、小野田(4)(I-3465)、小野田(5)(I-3466)、小野田(6)(I-3488)、小野田(101)(I-90094)、小野田(102)(I-90095)、小野田(103)(I-90096)、小野田(104)(I-90097)、小野田(205)(II-2153)、小野田(201)(II-2175)、小野田(202)(II-2176)、小野田(203)(II-2178)、小野田(204)(II-2179)、小野田(105)(II-90489)、小野田(106)(II-90490)、小野田(107)(II-90491)、小野田(108)(II-90492)、小野田(302)(III-1130)、小野田(303)(III-1131)、小野田(304)(III-1132)、小野田(305)(III-1133)、小野田(306)(III-1134)、小野田(307)(III-1136)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに海南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流、地滑り及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

貴志川左支溪(1-202-1-021)、池ノ谷(1-202-1-104)、加茂川右支溪(1-301-1-021)、貴志川左支溪(1-202-1-023)、亀の川左支溪(1-202-1-063)、大石川・小嶋川(1-301-1-063-1)、小島川左支溪(1-301-1-064)、谷端谷川(1-202-2-038)、貴志川左支溪(1-202-1-018)、亀の川左支溪(1-202-1-061-1)、貴志川右支溪(1-202-2-007)、亀の川右支溪(1-202-1-041)、亀の川左支溪(1-202-1-057)、亀の川左支溪(1-202-2-049)、貴志川右支溪(1-202-2-002)、本瀬谷川(1-202-2-005)、貴志川右支溪(1-202-1-007-1)、貴志川左支溪(1-202-3-005)、貴志川左支溪(1-202-3-004)、日方川右支溪(1-202-3-022)、亀の川右支溪(1-202-1-033)、亀の川右支溪(1-202-1-035)、亀の川左支溪(1-202-1-060)、亀の川右支溪(1-202-2-027)、丸山川(1-202-3-020)、海老谷(125)、小原(512)、小畑(513)、扱沢越(515)、大野城跡(518)、小松原(555)、扱沢(561)、海南市(514)、橋本(634)、下津町下(636)、下津町笠畑(203)(II-90263)、上(101)(II-90350)、沓掛(103)(II-90356)、高津(102)(II-90475)、阪井(104)(II-90481)、大野中

(106) (Ⅱ-90459)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに海南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第1394号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年11月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

上星越池谷川（4-204-3-002）、初島町里（103）（Ⅱ-40463）

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに有田市役所に備え置いて縦覧に供する。)